

分類 記号	A 3 - 1 - 2 - 6		
保存 期間	常(0)年	平成 年 月 日まで	

会第371号
平成15年4月1日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察本部契約審査会設置要綱の制定について（通達）

警察本部において行う物品購入等に係る契約事務の審査については、「物品購入等契約審査会設置要領の改正について」（平成10年4月1日付け会第387号。以下「旧通達」という。）に基づいて運用しているところであるが、このたび、旧通達に規定する警察本部契約審査会設置要綱の見直しを図り、別添のとおり「岐阜県警察本部契約審査会設置要綱」を制定して、平成15年4月1日から運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

岐阜県警察本部契約審査会設置要綱

(設置)

第1条 警察本部において行う契約事務を審査するため、警察本部に警察本部契約審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次条に規定する契約について次の事項を審査する。

- (1) 契約の内容に関する事項
- (2) 契約方法に関する事項
- (3) 次の区分に応じそれぞれ定める事項

ア 一般競争入札

一般競争入札に参加する業者に必要な資格に関する事項

イ 指名競争入札

指名する業者に関する事項

ウ 随意契約

見積書の提出を求める業者(岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「会計規則」という。)第141条第2項の規定により見積書の徴取を省略する場合において契約の相手方としようとする業者を含む。)に関する事項

- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に審査を要すると認められる事項

(審査する契約)

第3条 審査会が審査する契約は、次に掲げるもの以外のものとする。ただし、会長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 法令により相手方が特定されている契約
- (2) 不動産の買入れに関する契約
- (3) 貸借権、地上権、地役権その他の不動産の使用を目的とする権利の取得に関する契約
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により締結する随意契約
- (5) 県が行う融資に関する契約
- (6) 官公署との受託契約
- (7) 次の組織の審査を受ける契約

ア 「岐阜県警察建設工事入札参加者選定部会運営要綱」(平成11年12月1日付け会発第739号)第1条に定める岐阜県警察建設工事入札参加者選定部会

イ アに掲げるもののほか、前条第1号から第3号までに掲げる事項の全てを審査するもの

- (8) 前各号に掲げるもののほか、設計金額等予定価格を決定する基準となる金額が会計規則第140条の2の表の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額以下の契約(電子調達システムにより特定の者を指名して随意契約を締結しようとする場合にあつては、「障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱」(平成13年障第627号)に定める障害者雇用努力企業等のみを指名する場合に限る。)

2 契約に基づく負担金であつて、次に掲げるもののうち、現年度又は過年度に審査会の審査を受け、かつ、同一の条件にて更新するものについては、審査を受けないことができる。ただし、(1)において契約金額の変更が見込まれる場合を除く。

- (1) 岐阜県が構成員となっている各種団体に対して支出するもの
- (2) 共同利用物件を管理する団体に対し、物件の管理等に必要な費用として支出するもの

(組織)

第4条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

会長 警察本部長

副会長 総務室長

委員 警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長及び警察
学校長

(職務)

第5条 会長は、審査会の事務を統括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、構成員の半数以上の者が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、審査のため必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

5 審査会の議事については、次の事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

なお、審査会において配布された資料等を添付すること。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 委員の現在数

(3) 審査会に出席した委員の氏名

(4) 議題

(5) 発言者の氏名及び発言の概要

(6) 結論

(総務室審査会)

第7条 審査会の審査を補佐するため、審査会に総務室審査会を置く。

2 総務室審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

会長 総務室長

副会長 総務室参事官兼総務課長

委員 総務室参事官兼会計課長、監査室長、総務室管理監、会計課調査官及び会計課
次席

3 総務室審査会は、第2条に規定する審査項目について、第3条に規定する契約のうち、次の各号に掲げるものを審査する。

(1) 岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則（昭和37年岐阜県規則第65号）第2条の規定により、警察本部長に委任された事務に該当する契約の審査

(2) 前号の契約以外の契約の予備審査

4 総務室審査会の運営に関する規定は、第5条及び第6条を準用する。

(会議の特例)

第8条 緊急その他やむを得ない理由により会議を開催することができないときは、書類の合議をもって会議の開催に代えることができるものとする。

(庶務)

第9条 審査会及び総務室審査会に関する庶務は、総務室会計課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会及び総務室審査会の運営に関し必要な事項は、それぞれの審査会の議決を得て会長が別に定める。

附 則（平成15年4月1日付け会第371号）

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月24日付け会第276号）

この要綱は、平成17年3月25日から適用する。

附 則（平成17年4月21日付け会第516号）

この要綱は、平成17年4月21日から適用する。

附 則（平成17年6月27日付け会第773号）

この要綱は、平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成22年6月14日付け会第418号）

この要綱は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成23年5月31日付け会第506号）

この要綱は、平成23年6月1日から適用する。

附 則（平成24年10月22日付け会第793号）

この要綱は、平成24年10月22日から適用する。

附 則（平成25年3月27日付け会第237号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月17日付け会第578号）

この要綱は、平成31年1月1日から適用する。

附 則（令和2年3月26日付け会第255号）

この要綱は、令和2年3月26日から施行し、改正後の岐阜県警察本部契約審査会設置要綱の規定は、令和2年3月23日から適用する。

附 則（令和5年3月8日付け会第133号）

この要綱は、令和5年3月24日から適用する。

附 則（令和7年2月3日付け会第48号）

この要綱は、令和7年2月3日から適用する。